

# 祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし

## 制度の概要

平成25年4月1日から令和8年3月31日までの間に、30歳未満の方（以下「受贈者」といいます。）が、**教育資金**（⇒ 2ページ）に充てるため、金融機関等※1との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（祖父母など。以下「贈与者」といいます。）から①信託受益権を取得した場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合（以下「教育資金口座の開設等」といいます。）には、その信託受益権等の価額のうち**1,500万円までの金額に相当する部分の価額**については、受贈者が**金融機関等の営業所等に教育資金非課税申告書の提出等**をすることにより、**贈与税が非課税となります**※2。

なお、契約期間中に贈与者が死亡した場合には、原則として※3、その死亡日における非課税抛出资额※4から教育資金支出額※5（学校等以外の者に支払われる金銭については、500万円を限度とします。）を控除した残額のうち、一定の計算をした金額（以下「**管理残額**」といいます。）を、その贈与者から**相続等により取得したものとみなされます**。

また、教育資金口座に係る契約が終了した場合には、非課税抛出资额から教育資金支出額を控除（相続等により取得したものとみなされた管理残額がある場合には、その管理残額も控除します。）した残額があるときは、その残額は**その契約終了時に贈与があったこととされます**。

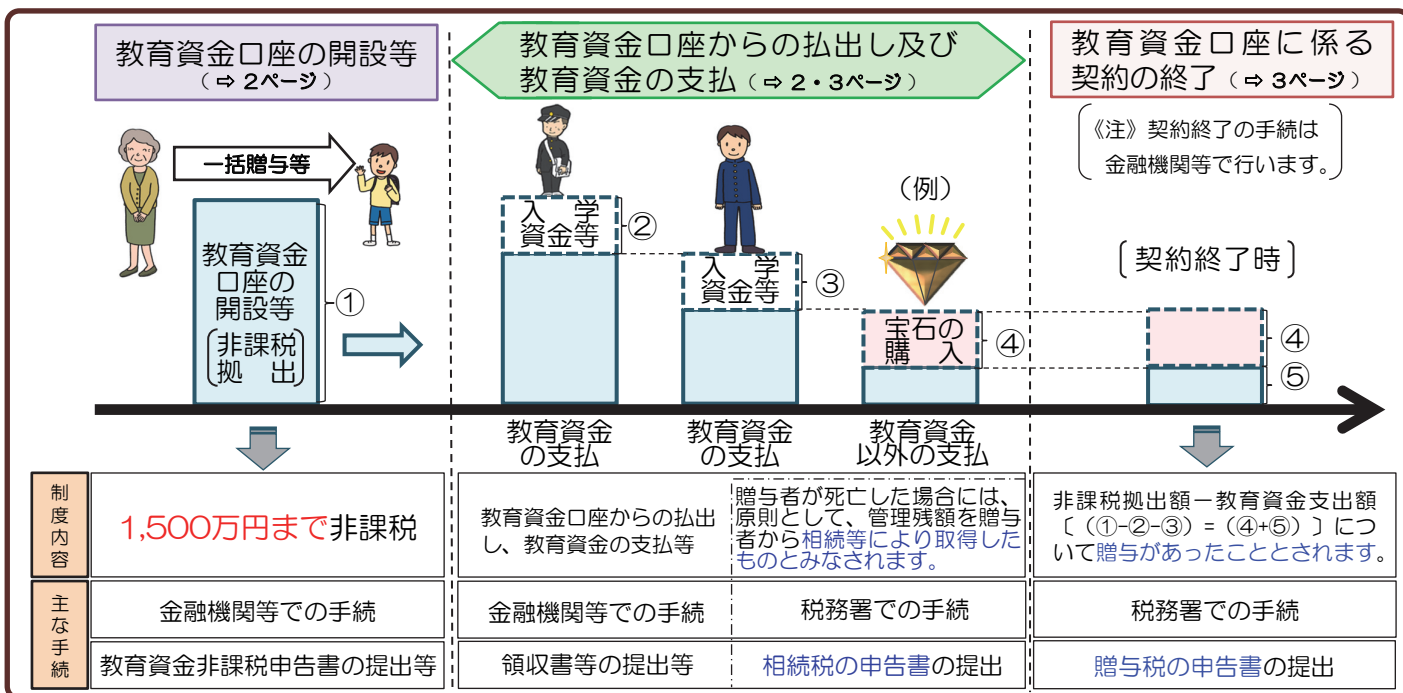
※1 金融機関等とは、信託会社（信託銀行）、銀行等及び証券会社をいいます。

2 平成31年4月1日以後に取得した信託受益権等について、その取得した日の属する年の前年分の受贈者の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合には、この非課税制度の適用を受けることができません。

3 贈与者の死亡日において、受贈者が23歳未満である場合や平成31年4月1日以後に取得した信託受益権等がない場合など、一定の場合には相続等により取得したものとみなされません。

4 「非課税抛出资额」とは、教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書にこの非課税制度の適用を受けるものとして記載された金額の合計額（1,500万円を限度とします。）をいいます。

5 「教育資金支出額」とは、金融機関等の営業所等において、教育資金の支払の事実を証する書類等（領収書等）により教育資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額の合計額をいいます。



○ 国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】では、「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関するQ&A」など、贈与税や相続税に関する情報を掲載しておりますので、是非ご利用ください。



税務署

令和5年5月  
この社会あなたの税がいきている

# 教育資金とは？

- (1) **学校等**に対して**直接支払われる**次のような金銭をいいます。
- ① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学（園）試験の検定料など
  - ② 学用品の購入費、修学旅行費や学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など  
(注) 「学校等」とは、学校教育法で定められた幼稚園、小・中学校、高等学校、大学（院）、専修学校及び各種学校、一定の外国の教育施設、認定こども園又は保育所などをいいます。
- (2) **学校等以外の者**に対して**直接支払われる**次のような金銭で教育を受けるために支払われるものとして社会通念上相当と認められるものをいいます。
- <イ 役務提供又は指導を行う者（学習塾や水泳教室など）に直接支払われるもの>
    - ③ 教育（学習塾、そろばんなど）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など
    - ④ スポーツ（水泳、野球など）又は文化芸術に関する活動（ピアノ、絵画など）その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など
    - ⑤ ③の役務の提供又は④の指導で使用する物品の購入に要する金銭  
(注) 受贈者が23歳に達した日の翌日以後に支払われる③～⑤の金銭については、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用に限ります。
  - <ロ イ以外（物品の販売店など）に支払われるもの>
    - ⑥ ②に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの
    - ⑦ 通学定期券代、留学のための渡航費などの交通費

(注) 費用の内容やその取扱いなど**教育資金及び学校等の範囲**についてご不明な点がある場合には、**文部科学省ホームページ**【<https://www.mext.go.jp>】に掲載されている**教育資金及び学校等の範囲**に関する**Q&A**などをご覧ください。

## 1. 教育資金口座の開設等

この非課税制度の適用を受けるためには、教育資金口座の開設等を行った上で、**教育資金非課税申告書**をその口座の開設等を行った**金融機関等の営業所等**に、信託や預入などをする日（通常は教育資金口座の開設等の日となります。）までに**提出等**をしなければなりません（この申告書は、金融機関等の営業所等が受理した日に受贈者の納税地の所轄税務署長に提出されたものとみなされます。）。

- (注) 1 受贈者が既にこの申告書の提出等をしている場合には、原則として、重ねて提出等を行うことができません。  
2 教育資金口座の取扱いの有無等については、各金融機関等の営業所等にお尋ねください。

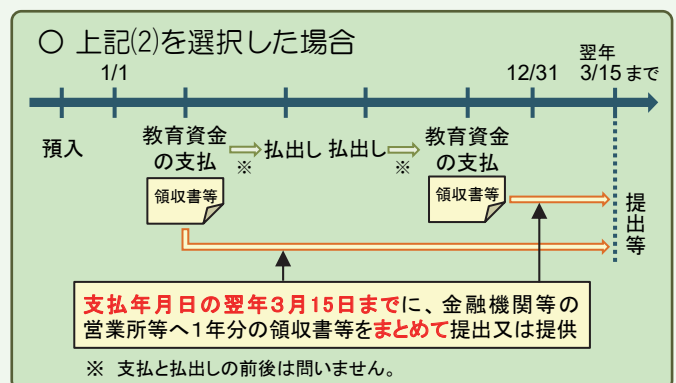
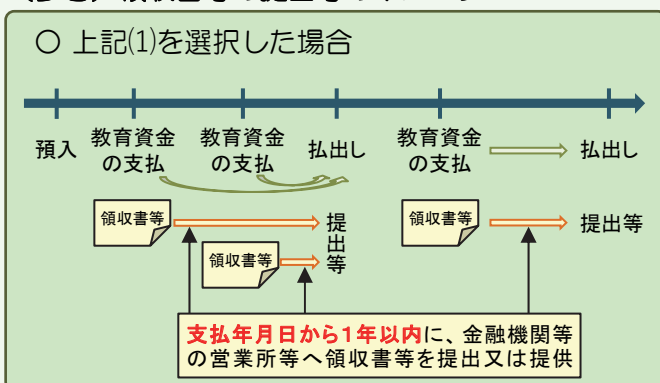
## 2. 教育資金口座からの払出し及び教育資金の支払

教育資金口座からの払出し及び教育資金の支払を行った場合には、受贈者が教育資金口座の開設等の時に選択した教育資金口座の払出方法に応じ、その支払に充てた金銭に係る領収書など**その支払の事実を証する書類等を、次の(1)又は(2)の提出期限までに金融機関等の営業所等に提出等**をする必要があります。

- (1) 教育資金を支払った後にその実際に支払った金額を口座から払い出す方法を選択した場合  
領収書等に記載等がされた支払年月日から1年を経過する日
- (2) (1)以外の方法を選択した場合  
領収書等に記載等がされた支払年月日の属する年の翌年3月15日

(注) 詳しくは、各金融機関等の営業所等にお尋ねください。

(参考) 領収書等の提出等のイメージ



### 3. 契約期間中に「贈与者が死亡した場合」の取扱い等

契約期間中に贈与者が死亡した場合において、次の(1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、贈与者が死亡した旨の**金融機関等の営業所等への届出**が必要となり、一定の事由に該当する場合を除き※1、**管理残額※2が相続等により取得したものとみなされます**。

- (1) 令和3年4月1日以後にその贈与者から信託受益権等の取得をし、この非課税制度の適用を受けた場合
- (2) 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間にその贈与者から信託受益権等の取得（その死亡前3年以内の取得に限ります。）をし、この非課税制度の適用を受けた場合

※1 受贈者が贈与者の死亡日において、①23歳未満である場合、②学校等に在学している場合又は③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受けている場合（**②又は③に該当する場合は、その旨を明らかにする書類を上記の届出と併せて提出**した場合に限ります。以下「**23歳未満である場合等**」といいます。）は、相続等によって取得したものとみなされません。

ただし、令和5年4月1日以後に贈与者から信託受益権等の取得をし、この非課税制度の適用を受けた場合で、同日以後にその贈与者が死亡したときにおいて、その贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるとき（管理残額を加算する前の相続税の課税価格の合計額で判定します。）は、その信託受益権等に対応する部分が、**相続等により取得したものとみなされます**。

2 贈与者の死亡日における**管理残額**は、各金融機関等の営業所等でご確認ください。

その結果、その贈与者から相続等により財産を取得した方（受贈者本人や他の相続人など）それぞれの課税価格の合計額が、遺産に係る基礎控除額を超える場合には、相続税の申告期限までに**相続税の申告**を行う必要があります。

なお、受贈者が贈与者の子以外（孫など）の一定の者である場合には、管理残額のうち、令和3年4月1日以後に贈与により取得した信託受益権等に対応する部分の相続税額について、相続税額の2割に相当する金額を加算する規定（以下「**相続税額の2割加算**」といいます。）が適用されます。

### 4. 教育資金口座に係る契約の終了

教育資金口座に係る契約は、次の(1)～(5)の事由に応じ、それぞれに定める日のいずれか早い日に終了します。

契約の終了事由	終了の日
(1) 受贈者が30歳に達したこと（その受贈者が30歳に達した日において学校等に在学している場合又は教育訓練を受けている場合（これらの場合に該当することについて金融機関等の営業所等に届け出た場合に限ります。）を除きます。）	30歳に達した日
(2) 受贈者（30歳以上の者に限ります。(3)において同じです。）がその年中のいずれかの日において学校等に在学した日又は教育訓練を受けた日があることを、金融機関等の営業所等に届け出なかったこと	その年の12月31日
(3) 受贈者が40歳に達したこと	40歳に達した日
(4) 口座の残高が0（ゼロ）になり、かつ、その口座に係る契約を終了させる合意があったこと	合意に基づき終了する日
(5) 受贈者が死亡したこと	死亡した日

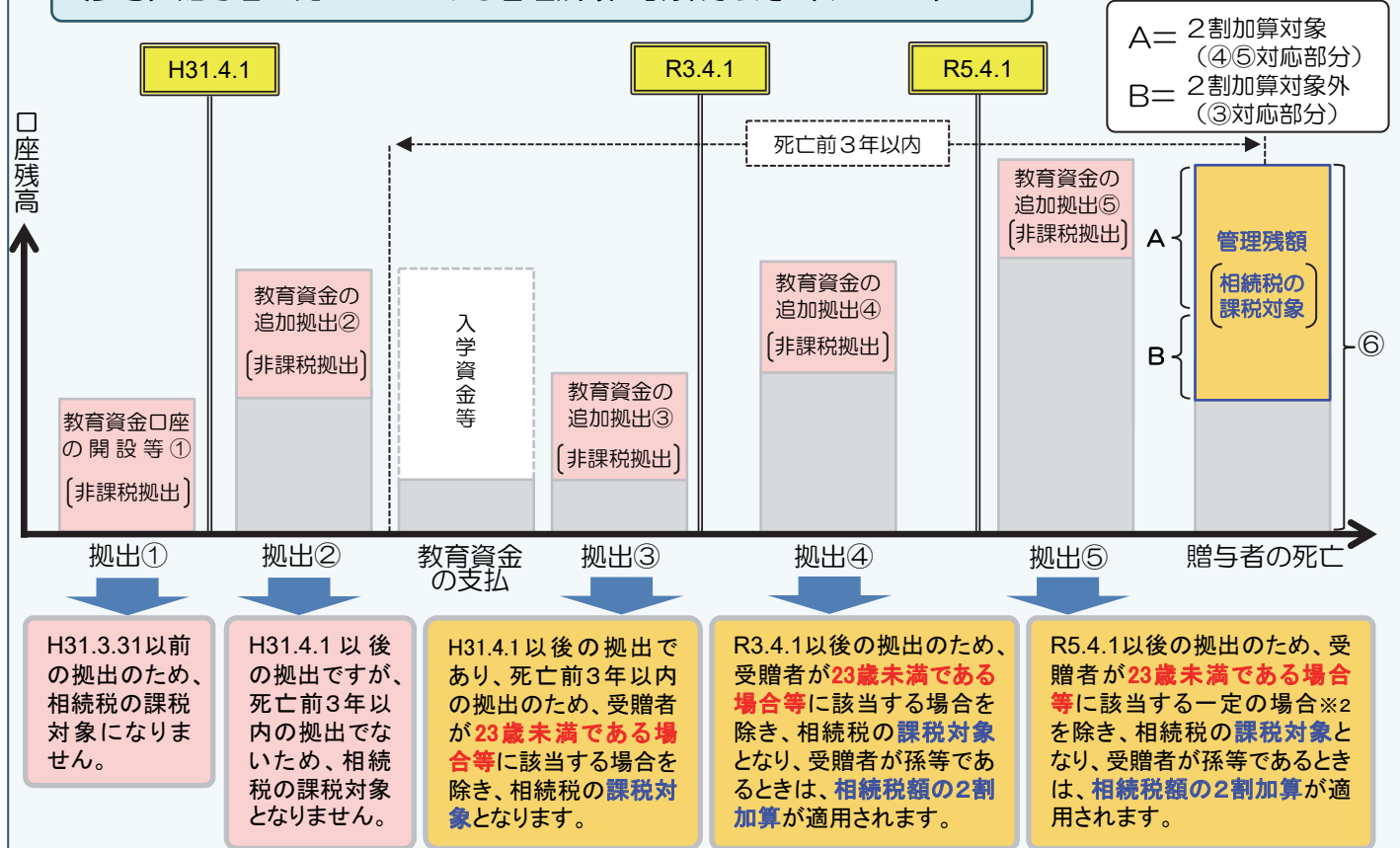
(1)～(4)の事由に該当したことにより、教育資金口座に係る契約が終了した場合に、非課税拠出額から教育資金支出額を控除（相続等により取得したものとみなされた管理残額がある場合には、その管理残額も控除します。）した残額※があるときは、その残額が終了の日の属する年の受贈者の**贈与税の課税価格に算入されます**（(5)の場合には、贈与税の課税価格に算入されるものではありません。）。

その結果、その年の贈与税の課税価格の合計額が基礎控除額を超えるなどの場合には、贈与税の申告期限までに**贈与税の申告**を行う必要があります。

※ **暦年課税で申告を行う場合**、令和5年4月1日以後に取得した信託受益権等に対応する部分は、**一般税率が適用**されます。



(参考) 贈与者の死亡日における管理残額の計算方法等 (イメージ) ※1



A= 2割加算対象  
(④⑤対応部分)  
B= 2割加算対象外  
(③対応部分)

H31.3.31以前の拠出のため、相続税の課税対象になりません。

H31.4.1以後の拠出ですが、死亡前3年以内の拠出でないため、相続税の課税対象となりません。

H31.4.1以後の拠出であり、死亡前3年以内の拠出のため、受贈者が23歳未満である場合等に該当する場合は、相続税の課税対象となります。

R3.4.1以後の拠出のため、受贈者が23歳未満である場合等に該当する場合は、相続税の課税対象となり、受贈者が孫等であるときは、相続税額の2割加算が適用されます。

R5.4.1以後の拠出のため、受贈者が23歳未満である場合等に該当する一定の場合※2を除き、相続税の課税対象となり、受贈者が孫等であるときは、相続税額の2割加算が適用されます。

○ 管理残額の計算

$$\text{管理残額} = \text{⑥} \times \frac{\text{③} + \text{④} + \text{⑤} \text{ (注)}}{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}$$

(注) 贈与者の死亡日において、受贈者が23歳未満である場合等に該当する場合は、分子の③及び④は除かれます。この場合において、贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が5億円以下の場合には、管理残額は相続等により取得したものとはみなされません。

○ 2割加算の対象となる部分の計算(注)

$$\text{管理残額} \times \frac{\text{④} + \text{⑤}}{\text{③} + \text{④} + \text{⑤}}$$

(注) 贈与者の死亡日において、受贈者が孫等であり、かつ、23歳未満である場合等に該当し、管理残額が相続等により取得したもののみなされる場合には、その管理残額の全額が2割加算の対象となります。

- ※1 贈与者が1人で、口座から払い出された金銭が全て教育資金の支払に充てられている場合とします。
- ※2 概要については、3ページをご覧ください。

令和5年度税制改正による主な改正事項について

令和5年度税制改正においては、適用期限が令和8年3月31日まで3年延長されるとともに、令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る課税上の取扱いについて、次のとおりとされました。

- (1) 信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に、贈与者が死亡した場合において、その贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、受贈者が23歳未満である場合等であっても、その贈与者の死亡の日における管理残額(非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額)を、その受贈者がその贈与者から相続等によって取得したものとみなされることとされました。
- (2) 教育資金管理契約が終了した場合において、非課税拠出額から教育資金支出額を控除(相続等により取得したもののみなされた管理残額も控除します。)した残額に暦年課税の贈与税が課されるときは、一般税率を適用することとされました。

(参考) 贈与者死亡時における管理残額の相続税課税

課税関係	拠出時期	～H31.3.31	H31.4.1～R3.3.31	R3.4.1～R5.3.31	R5.4.1～
管理残額の相続税課税		課税なし	死亡前3年以内の非課税拠出分に限り課税あり	課税あり	課税あり
	23歳未満である場合等に該当	課税なし	課税なし	課税なし	課税あり※
相続税額の2割加算		適用なし	適用なし	適用あり	適用あり

※ 贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が5億円以下である場合には、課税されません。